

一般社団法人 日本農業機械工業会
競争法に係わるコンプライアンス指針

第1章 総則

(目的)

第1条 一般社団法人日本農機械工業会（以下、「本会」という。）は、農業機械業界に係わる企業等が会員となって構成される事業者団体である。当会は、事業活動を推進するにあたり、日本国における独占禁止法及び諸外国の競争法（以下「競争法」という。）並びに「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」を遵守し、「公正かつ自由な競争」を制限又は阻害してはならない。今後も本会が広く社会から信頼され、本会会員が社会的に意義のある事業活動に専念できる健全な事業者団体として存続、発展していくため、コンプライアンス意識の浸透を図り、これを徹底することを目的に本指針を定める。

(適用範囲)

第2条 本指針は、本会が行うすべての事業活動に適用し、これらの事業活動に参画する者は、当該事業活動において、第1条の目的を理解し、これを遵守しなければならない。

(責任者)

第3条 本会の競争法コンプライアンスに係わる責任者は、専務理事とする。

第2章 禁止事項

(禁止事項)

第4条 本会のすべての事業活動において、次の行為を禁止する。

- (1) 価格制限行為（商品又は役務の価格等の決定、再販売価格の制限、値上率等の決定）
- (2) 数量制限行為（商品又は役務の数量の制限）
- (3) 顧客、販路等の制限行為（取引先の制限、市場の分割、受注の配分、受注予定者の決定等）
- (4) 設備又は技術の制限行為（設備の新增設等の制限、技術の開発又は利用の制限）
- (5) 参入制限行為等（新たに事業者が参入することを著しく困難とさせ、又は既存の事業者を排除すること）
- (6) 不公正な取引方法（共同の取引拒絶、取引条件等の差別的取扱い、排他条件付取引、再販売価格の拘束、拘束条件付取引、優越的地位の濫用、競争者に対する取引妨害等）
- (7) その他、競争法に抵触するおそれのある行為

第3章 会議の運営

（周知徹底）

第5条 本会は、本会が運営する会議に出席する者に対して、本指針の内容について周知と徹底に努めなければならない。

（議論の中止）

第6条 会議での議論が競争法上の疑義を招きかねない事項に及んだときは、出席者は議論の中止を求めなければならない。会議の主宰者（部会長、委員長など）は、議論の内容が第4条の各号に該当すると判断した場合には、議論を中止させなければならない。

2 本会が主催する懇親会については、前項を準用する。

（議事録の作成及び管理）

第7条 本会の事務局職員又は会議に出席した者は、会議終了後速やかに議事録を作成し、会議の構成員に開示しなければならない。

2 議事録は、本会事務局が適正に管理し、過去の議事録は5年間保管する。

第4章 統計

(担当者)

第8条 特定の会員企業に所属しない事務局職員等が統計業務を行う。

(個別企業の実績値の扱い)

第9条 統計の集計に必要な個別企業の実績値は、他の企業に開示してはならない。

2 担当者は、外部に流出しないよう厳重な管理を行い、統計値が確定した後は個別企業の実績値を速やかに消去しなければならない。

(集計)

第10条 統計の集計は、個別企業の実績値が識別出来ないようにしなければならない。

(予測値の策定)

第11条 将来の予測値の策定に際しては、個別企業の情報を開示した検討を行ってはならない。また、予測値の策定は、競争法に抵触することがないよう客観的な手法に基づき行い、概括的な内容にしなければならない。

第5章 自主規格等

(競争を阻害する内容の禁止)

第12条 本会は、第4条の各号に該当する内容の自主規格等を策定してはならない。

(強制の禁止)

第13条 本会は、自主規格等の利用及び遵守について、会員に強制してはならない。

第6章 その他

(教育と研修)

第14条 当会の常勤役員、職員及び会員は、定期的に競争法コンプライアンスに係る教育と研修を受け、知識向上と意識改革に努めなければならない。

(対応措置)

第15条 専務理事は、本指針に抵触するような行為があると認めた場合には、適正な対応措置を講じなければならない。

(指針の改廃)

第16条 本指針の改廃は、幹部会において決定する。

附 則 本指針は、平成27年10月23日から施行する。

なお、従来から公表している日農工統計については、統計データの連続性の観点から平成28年1月分の公表から適用する。